

初期費用ゼロ太陽光発電 設備等導入補助金



相模原市では、太陽光発電設備や蓄電池の導入を促進するため、事業者が初期費用を一時的に負担し、住宅に太陽光発電設備等を設置して、住宅所有者が電気料金又はリース料を支払う、いわゆるゼロ円ソーラー導入の際、市民の皆さんが支払う料金の負担を低減させる支援を行います。**補助は事業者に行いますが、その補助を電気料金やリース料金に還元する形で市民の皆様を支援**します。

初期費用ゼロ円ソーラーを導入する市民の方のメリット

- ①事業者の負担で太陽光発電設備等を設置するため、初期費用がゼロ！
- ②故障時など、維持管理は事業者が行うため、手間がかからない！
- ③災害時などで停電があっても、電気を確保！

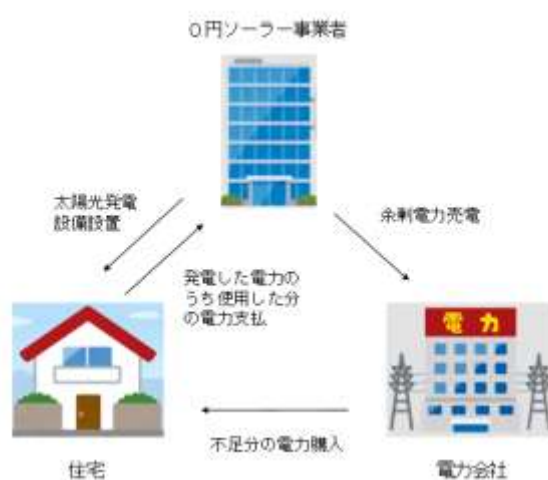
初期費用ゼロでの太陽光発電設置サービスとは

リース



- 発電された電気は住宅所有者が利用
- 住宅所有者はリース料金を支払い

電力販売



- 発電された電気を住宅所有者に販売
- 住宅所有者は電気料金を支払い

補助額（補助の対象は、対象事業を行う事業者）

○太陽光発電設備

7 万円／kW（5 kWまで）

※市内事業者が施工した場合は、3万円／kWを加算します。

○蓄電池

蓄電池の価格の1／3（5.1万円／kWhを上限。5 kWhまで）

補助対象事業

事前に初期費用ゼロサービスのプランを市に登録した事業者が、住宅に初期費用ゼロ円で太陽光発電設備や蓄電池を設置する事業

※事業者が市に登録したプランについては、市ホームページにてご確認ください。

【<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/1026489/kankyo/hojyo/1020272.html>】

対象者

初期費用ゼロサービスのプラン登録し、市民に当該プランのサービスを提供した事業者

※サービスを提供する事業者に補助しますが、この補助相当額をサービス利用者に還元する必要があります。

申請期限

令和6年1月31日まで

※事業者が期限までに補助金の申請ができるよう、その前に契約を完了する必要があります。

補助金交付の流れ

プランの選定・契約



市HPに掲載されている登録事業プランの中からプランを選択し、事業者と契約を行います。

補助金申請



工事を行う前に、事業者が補助金の申請手続きを行います。

補助金還元



事業者へ交付した補助金を契約したプランによるサービス開始後、利用料割引などの形で市民のみなさんに還元します。

＜＜お問合せ先＞＞

相模原市 環境経済局 ゼロカーボン推進課
電話 042-769-8240

＜＜市ホームページ＞＞

詳しくは、市ホームページ
をご確認ください。

